

鳥取県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町北一丁目1730の2、1730の3、1731
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅